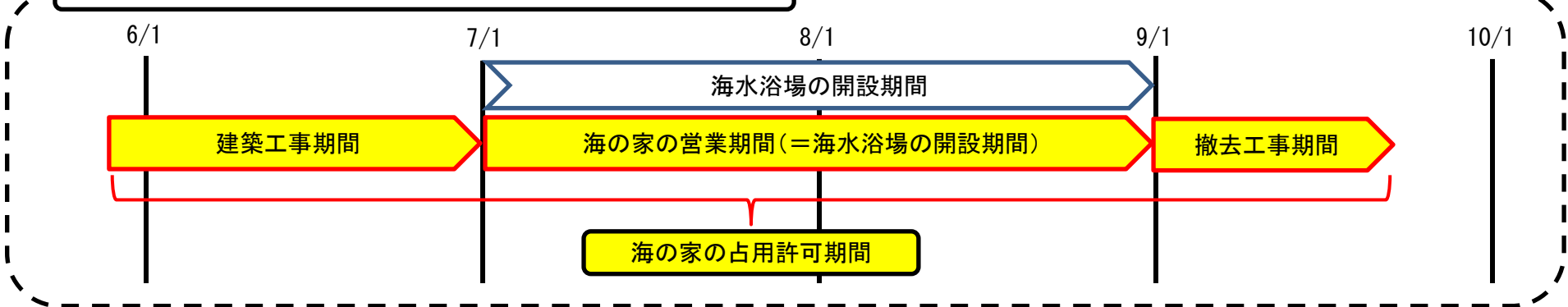


海水浴場と海の家の関係性について

	海水浴場	海の家
開設(営業)期間	許可を受けた日から許可日の属する年の10月31日まで(※1) (概ね7月上旬から8月末頃まで)	海水浴場開設期間(※3)
占用期間	-	海水浴場施設の建築・撤去工事期間(※3) (概ね5月末から9月下旬頃まで)
開場(営業)時間	日の出から日没まで(※2) (概ね8~17時の間)	組合等の自主ルールで定められた時間 (占用)・・・組合(※3) (建築確認)・・・海を家の事業者(※4)
許可申請者	地元市町又は組合	

【※1~4に係る根拠法令】
 ※1・神奈川県海水浴場等に関する条例 第9条第3項
 ※2・神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則 別表第2
 ※3・海水浴場施設の占用許可に係る審査基準 第5条、第7条
 ※4・建築基準法 第6条

【例】海水浴場と海を家の開設(営業)期間・占用期間の関係性



【例】海水浴場の開場時間・海を家の営業時間

